

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例
に関する法律施行令等の一部を改正する政令要綱

一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正（第 1 条関係）

- 1 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例における債務処理計画に一定の債務免除等について定められていることとの要件について、債務処理計画に産業復興機構の組合財産である債権につき当該産業復興機構に係る投資事業有限責任組合契約等を締結している金融機関等が債務免除等を行うことが定められている場合には、その要件を満たすものとする。こととする。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 14 条の 3 関係）
- 2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例等について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の改正に伴う所要の整備を行うこととする。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 15 条、第 15 条の 2 関係）
- 3 再投資等準備金制度について、本制度の適用を受ける場合の租税特別措置法施行令の規定による特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例における通算前所得金額の計算方法を定めることとする。
（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 18 条の 3 関係）
- 4 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和 57 年 1 月 1 日以後に建築された住宅用家屋を加えることとする。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 29 条の 2 関係）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 207 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 4 条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正（第 2 条関係）

所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）附則第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第16条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部改正に伴う所要の整備を行うこととする。（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第２条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第４条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の４、第18条の５、第19条、第22条の４、第23条の４、第23条の５、第24条関係）

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和４年４月１日から施行することとする。（附則関係）